

茨城大学図書館工学部分館利用細則

(昭和58年4月1日)
制定

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城大学図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第13条の規定に基づき、茨城大学図書館工学部分館（以下「分館」という。）の利用について定めるものとする。

(開館時間)

第2条 分館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 8時50分から20時50分まで

ただし、学生の休業期間中の開館時間は、8時50分から17時までとする。

(2) 土曜日 8時50分から16時50分まで

ただし、学生の休業期間中は開館しない。

2 前項各号の規定にかかわらず、分館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(館内利用)

第3条 分館長が必要と認めたときは、利用者に、学生証又は身分証明書等を提示するよう求めることができる。

2 開架図書は、開架閲覧室で閲覧することができる。

3 学術雑誌又は開架書庫の図書は、雑誌閲覧室又は開架書庫で閲覧することができる。

4 利用した図書館資料は、閉館時刻までに所定の場所に返却しなければならない。

(館外利用)

第4条 利用者は、図書、雑誌及び視聴覚資料（以下「図書等」という。）の貸出を受けようとするときは、利用登録申込カードに所要事項を記入の上、学生は学生証、学生以外の者は身分証明書等と併せて受付に提出して、登録申込みを行うものとする。

2 前項の登録申込みがあったときは、学部学生には学生証に利用者IDコードを付し、学部学生以外の者には利用者IDコードを付した利用者カードを交付するものとする。

3 学部学生は学生証と図書等を、学部学生以外の者は利用者カードと図書等を受付に提出して貸出を受けるものとする。

4 貸出図書等の冊数及び期間等は、次表のとおりとする。

(1) 図書

貸出区分	利用者区分	冊数	期間	更新回数
1	学部学生（1～3年）、学部研究生、学部委託生、学部科目等履修生、学部特別聴講学生、その他学部学生に準ずる者、学外者	5冊以内	14日以内	1回
2	学部学生（4年）	10冊以内	28日以内	1回

3	大学院学生、専攻科学生、大学院研究生、特別研究学生、大学院科目等履修生、大学院委託生、外国人研究者、研究員、研修生、特別研究生、その他大学院学生に準ずる者	15冊以内	28日以内	1回
4 (短期貸出)	教職員、名誉教授	15冊以内	28日以内	6回以内
5 (長期貸出)	教職員、名誉教授	200冊以内	1年以内	

- 1) 貸出期間の更新は、予約がない場合に限り行うことができる。
- 2) 教職員に開架閲覧室の図書を貸出しするときは、貸出区分 4により貸出しを行う。
- 3) 貸出区分 5の教職員には、他学部等教職員及び非常勤講師は含まれない。

(2) 雑誌

利用者区分	冊 数	期 間	更新回数
教職員・大学院学生	5 冊以内（最新号は貸出禁止）	7日以内	無

- 1) 貸出雑誌の冊数は、製本雑誌、未製本雑誌を合わせて 5冊以内とする。

(3) 視聴覚資料

利用者区分	点 数	期 間	更新回数
利用登録申込をした利用者	5点以内。ただし、著作権承認を受けた資料に限る。	7日以内	無

- 5 教職員が教育研究のため、前項第 1号の長期貸出の制限冊数を超えて貸出しを受けるときは、分館長の許可を得るものとする。
- 6 禁帶出となっている貴重図書及び参考図書は、貸出さないものとする。
- 7 貸出図書は、利用者が保管の責任を負い、当該図書を他の者に転貸してはならない。
(貸出図書の返納)

第5条 貸出図書は、貸出期間内に返納しなければならない。

- 2 貸出期間中であっても分館長が必要と認めたときは、貸出図書を返納させることがある。
- 3 教職員の退職、休職及び学生の卒業、退学等の場合は、直ちに当該図書を返納しなければならない。

(文献複写等)

第6条 教職員は、教育、研究などのため複写機等を利用することができる。

- 2 文献複写等の利用に関する内規は、別に定める。

(情報検索)

第7条 教職員は、教育及び研究のため、オンライン情報検索システムを使用することができる。

(他機関の利用)

第8条 利用規則第 9条の規定により他機関の利用を希望するときは、その必要に応じて

所定の手続きをするものとする。

- 2 他の国立大学図書館及びその他の機関所蔵の資料の借受又は複写を希望するときは、借受は図書借受申込書を、複写は、文献複写申込書をそれぞれ受付に提出するものとする。
(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、館内においては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧室では、静肅にし、飲食等他の者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (2) 館内では喫煙しないこと。
- (3) 図書館資料及びその他の物品等は、これを丁寧に扱い汚損したり、無断持ち出しをしないこと。

(利用の制限)

第10条 前条各号に規定する遵守事項を守らない者は、直ちに退館させるものとする。

- 2 貸出図書の返納期限を超過した場合は、督促を行い、一定期間貸出しを停止するものとする。

(雑則)

第11条 分館長は、資料を利用者の閲覧に供するため、この細則を常時間閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

1 この細則は、昭和58年 1月 1日から施行する。

2 茨城大学附属図書館工学部分館図書閲覧並貸出規則（昭和32年 5月制定）は廃止する。

附 則

この細則は、昭和61年 7月 24日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2年 1月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 4年 5月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9年 1月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年 4月 1日から施行する。